○農林水産省令第三十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、作物統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十日

農林水産大臣　野上浩太郎

作物統計調査規則の一部を改正する省令

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第三条**　この省令において「作物」とは、稲、麦類その他の穀類、豆類、いも類、果樹、野菜、工芸農作物、花き及び飼肥料作物をいう。 2～5　（略） （調査の種類及び区分） **第四条**　調査は、面積調査及び作況調査の二種類とする。 2・3　（略） （調査の範囲） **第六条**　（略） 2　（削る） （調査事項） **第七条**　（略） 2～5　（略） 6　（略） （調査客体及び調査方法） **第八条**　（略） 2　（略） 3　作柄概況調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。 一・二　（略） （削る）	（定義） **第三条**　この省令において「作物」とは、稲、麦類その他の穀類、豆類、いも類、果樹、野菜、工芸農作物、花き、飼肥料作物その他農林水産大臣が定める植物をいう。 2～5　（略） （調査の種類及び区分） **第四条**　調査は、面積調査、作況調査及び被害応急調査の三種類とする。 2・3　（略） （調査の範囲） **第六条**　（略） 2　（略） 3　被害応急調査は、作物について重大な被害が発生したと認められる地域について行う。 （調査事項） **第七条**　（略） 2～5　（略） 6　被害応急調査は、災害等を受けた作物の災害種類別の作付面積及び被害量について行う。 7　（略） （調査客体及び調査方法） **第八条**　（略） 2　（略） 3　作柄概況調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。 一・二　（略） 三　地方農政局等の長が作況標本筆及び作況基準筆以外の当該作物の栽培の用に供される土地（当該作物について災害等が発生したと認められる地域内にあるもの 4　（略） 5　収穫量調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。 一・二　（略） （削る） 三　（略） （削る） 4　（略） 5　収穫量調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。 一・二　（略） 三　被害調査筆に栽培される当該作物　統計職員による実測調査の方法 四　（略） 6　被害応急調査は、作物について重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地のうちから地方農政局等の長が選定したものにおいて栽培される作物につき統計職員による実測調査の方法によつて行う。 （報告の義務） **第十条**　第八条第二項第二号又は第五項第三号の規定により選定された関係団体又は経営体を代表する者は、第七条第二項又は第五項に規定する調査事項について、第八条第二項第二号又は第五項第三号の規定により配布された調査票に記入して地方農政局等の長にその定める期日までに送付しなければならない。 2　（略） （立入検査等） **第十一条**　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項から第五項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。 2　（略）	（報告の義務） **第十条**　第八条第二項第二号又は第五項第三号の規定により選定された関係団体又は経営体を代表する者は、第七条第二項又は第五項に規定する調査事項について、第八条第二項第二号又は第五項第三号の規定により配布された調査票に記入して地方農政局等の長にその定める期日までに送付しなければならない。 2　（略） （立入検査等） **第十一条**　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項から第六項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。 2　（略）

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第八条第三項第三号及び第五項第三号を削る改正規定並びに第八条第五項第四号及び第十条第一項の改正規定は、令和三年六月十五日から施行する。